相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市大字鰭ケ崎一六二九番地、最後の住所千葉県流山市大字鰭ケ崎一六二九番地　被相続人　亡　野崎　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

事務所千葉県柏市中央町二番一号　柏センタービル四階　神谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　樋上　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所神奈川県藤沢市小塚三八三番地藤沢病院　被相続人　亡　蔡　百華

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡宮田村七四七八番地三、最後の住所長野県上伊那郡宮田村七五〇四番地四　被相続人　亡　林　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

事務所長野県伊那市山寺二五一番地

相続財産管理人　司法書士　熊谷　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市勝地四八八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　水野　照文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市向日町南山五番地、最後の住所京都府長岡京市滝ノ町一丁目一五番二号　被相続人　亡　松本美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階

相続財産管理人　弁護士　平尾　嘉晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市稲葉町五八三番地五、最後の住所大阪府茨木市上穂積四丁目七番三六号　被相続人　亡　中谷　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階

相続財産管理人　弁護士　白井啓太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府摂津市千里丘東四丁目四六〇番地、最後の住所兵庫県尼崎市西難波町六丁目三番一一号　橋本文化一〇三号　被相続人　亡　麻田　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

事務所兵庫県尼崎市東難波町五丁目一一一番三二号

相続財産管理人　司法書士　鈴木　浩巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市本町二丁目二番、最後の住所岡山市中区円山一〇四四番地　被相続人　亡　土肥　俊之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

事務所広島県三原市宮沖四丁目一〇番六号

山根法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　山根　務

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市由良町一〇三七番地、最後の住所愛媛県松山市西石井四丁目三番四号　被相続人　亡　中本　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

松山市一番町四丁目一番地一六　むらかみビル三階

相続財産管理人　弁護士　野垣　康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市潮見町二八一番地、最後の住所長崎県佐世保市権常寺町一四〇〇番地養護老人ホームソレイユ　被相続人　亡　松内富佐江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

長崎県佐世保市吉井町吉元四五番地四

相続財産管理人　西山　秀樹

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年八月十八日

一　墳墓等所在地　沖縄県那覇市字天久潮満原八六四番

一　墳墓等の名称　不詳

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市繁多川一丁目二三番三五号　稲嶺　勝彦

電話番号〇八〇―九八五一―四四二六

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年8月18日

記

[掲載順序]

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社イワキ　②愛知県知事(3)6297　③代表取締役　岩井かほる　④名古屋市昭和区白金一丁目3番15号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市昭和区白金一丁目3番15号　株式会社イワキ　代表取締役　岩井かほる

①信和都市開発株式会社　②大阪府知事(1)058384　③代表取締役　前田裕幸　④大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB16階　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府豊中市大島町二丁目1番29号　信和不動産株式会社　代表取締役　丸尾順治